

令和４年度第９回農業委員会総会議事録

開会月日		令和４年１２月２６日（月）		開議の時刻		午前１０時３５分	
場 所		市総合会館４階 多目的ホールＡ		閉議の時刻		午前１１時５０分	
議 長		東松山市農業委員会 会長 野村 孝行					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	１	松崎 昭三	出 席	７	藤野 香織	出 席	
	２	杉浦 勉	〃	８	松本 禮子	〃	
	３	島田 安三	〃	９	荒川 光明	〃	
	４	千葉 有美子	〃	１０	久保田 節子	〃	
	５	宇津木 昭一	〃	１１	野村 孝行	〃	
	６	鹿田 明	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席	
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃	
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	欠 席	
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	出 席	
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃	
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃	
		小澤 謙一	〃				
議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他					
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) ０人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		松崎 一祐	出 席				
副主幹		小林 裕介	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件について	1 開 会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 4 番 千葉 有美子 委員 5 番 宇津木 昭一 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、熊谷市在住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は高齢手不足で農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字早俣在住の申請人（受人）より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）が、大字早俣地内に所有する農地（田 5 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は高齢手不足で農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、大字下野本在住の申請人（受人）より、神明町 2 丁目在住の申請人（渡

議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件 議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	人) が、大字下野本地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、受人は農業拡大のため、渡人は高齢の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字西本宿在住の申請人が、大字西本宿地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、駐車場・資材置場に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場・資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件 1 番の申請について 松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、六軒町所在の申請人としての法人 (受人) より、六反町在住の申請人 (渡人) が、大字松山地内に所有する農地 (田 1 筆) を、社員寮に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、社員寮の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、比企郡吉見町在住の申請人 (受人) 外 1 名より、大字東平在住の申請人 (渡人) 外 2 名が、大字東平地内に所有する農地 (畑 2 筆) を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請が
---	--

	なされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、専用住宅の建築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 松山地区・千葉委員より、3 番の申請について、松山町3丁目在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）外2名が、大字東平地内に所有する農地（畑2筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、専用住宅の建築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 松山地区・千葉委員より、4 番の申請について、比企郡滑川町所在の申請人（受人）としての法人より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が、松山町1丁目地内に所有する農地（畑2筆）を、専用住宅（分譲3棟）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10h a 未満であるため第2種農地と判断され、専用住宅（分譲3棟）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 久保田委員より、農地転用面積247㎡で申請事由である分譲住宅3棟が建築できるのか、との質問が出た。 千葉委員より、申請地だけでなく隣接地も含めての転用計画である旨説明がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 松山地区・千葉委員より、5 番の申請について、松葉町2丁目在住の申請人（受人）より、川越市在住の申請人（渡人）外1名が、松山町2丁目地内に所有する農地（畑2筆）を、住宅建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。
--	--

	また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について 松山地区・千葉委員より、6 番の申請について、大字市ノ川在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑 1 筆）を、住宅敷地に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 7 番の申請について 大岡地区・藤野委員より、7 番の申請について、所沢市在住の申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）を、太陽光発電用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 8 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、8 番の申請について、大字上唐子在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	--

	9 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、9 番の申請について、松葉町 4 丁目所在の申請人（受人）としての法人より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、資材置場に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 10 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、10 番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、千葉県野田市在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 11 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、11 番の申請について、大字正代在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 12 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、12 番の申請について、北本市在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 3 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地
--	--

	調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 13 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、13 番の申請について、大字田木所在の申請人（受人）としての法人より、大字田木在住の申請人（渡人）が、大字田木地内に所有する農地（田 4 筆）を、農地改良のため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として耕作されている。また、農用地区域内農地であるが、農地改良の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 14 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、14 番の申請について、深谷市在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 15 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、15 番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、大字古凍在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	---

、 議案第 4 号 用地利用集積 事業による利 用権設定承認 の件 議案第 5 号 農用地利用配 分計画（案）の 件	16 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、16 番の申請について、大字下野本在住の申請人（受人）より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 17 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、17 番の申請について、大字下野本所在の申請人（受人）としての法人より、東京都中野区在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、48 筆の利用権設定を承認した。 議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）の件について 野村議長が利害関係者のため退室したことから、久保田職務代理が議長を代理する。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、
---	--

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件 その他	東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨 の説明が行われる。 戸井田委員より、唐子地区の面積の合計について、議案第 5 号の農用地利用配分計画と、議案第 4 号の農用地利用集積 事業による利用権設定との間で、数値が違う旨の質問が出 た。 農政課より、貸借する土地の中で一部のみ貸借するものが あるが、議案第 4 号の資料ではその筆の全面積、議案第 5 号 の資料では実際に貸借する面積を記載した。そのため数値に 違いが生じている旨確認がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認し た。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 5 年 1 月 25 日（水） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市役所本庁舎 3 階 全員協議会室 午前 11 時 50 分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和 4 年度第 9 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 5 年 1 月 2 5 日 議長 野村 孝行 委員 千葉 有美子 委員 宇津木 昭一
--	--